

災害救助法に基づく救助業務の委託に関する協定書

(趣旨)

第1条 高知県(以下「甲」という。)は、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)第2条に規定する災害(以下「災害」という。)に際して、法第16条の規定により、救助又はその応援の実施に必要事項(以下「委託事項」という。)を日本赤十字社高知県支部(以下「乙」という。)に委託する。

(委託事項の実施)

第2条 前条による委託の範囲は、乙が編成する救護班等によって行われる業務とする。

(委託事項の範囲)

第3条 委託事項の範囲は、次のとおりとする。

(1) 避難所の設置・運営支援

ア 生活環境の整備(救援物資の配布や衛生管理対策を含む)

イ ことろのケア(災害の発生直後における被災者の精神的なショック、避難生活による心労に対し、応急的に行う健康相談等)

(2) 医療

ア 診療

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療及び施帯

エ 病院又は診療所への収容

オ 看護

(3) 助産

ア 分娩の介助

イ 分娩前後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(4) 死体の処理

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 検案

(5) その他必要な事項

法第4条に規定される救助の範囲における必要な事項

2 前項の業務に対する救助の程度期間は、高知県災害救助法施行細則(昭和23年2月28日第16号規則。以下「災害救助法施行細則」という。)の定めるところによる。ただし、甲が内閣総理大臣の同意を得て当該期間を延長した場合は、その期間によるものとする。

3 甲は災害時に緊急に委託の範囲を広げなければならない場合には、直ちに書面等によ

り委託事項を明確にして乙に実施を要請するものとする。

(支弁費用の補償)

第4条 甲は、法第19条の規定により、委託事項を実施するために乙が支弁した費用に対し、その費用に充たすべき寄附金その他の収入を控除した額を補償する。

2 前項の寄附金その他の収入とは、乙が災害の際特に救助又はその応援のために使用することを指定して受けた金品をいい、国又は地方公共団体の災害設備整備に要する補助金、日本赤十字社募金及び一般義援金品を含まないものとする。

3 乙は、支弁した費用を甲に請求するときは、「災害救助法第19条の規定による補償請求書(別紙様式)」にその費用に係る請求書等の写しを添付して甲に提出するものとする。

(支弁費用の算定基準)

第5条 委託事項を実施するために必要な支弁費用は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 人件費

委託事項の実施に従事した救護員等の旅費、役務提供の対価に相当する費用(日本赤十字社の有給職員を除く。)、時間外手当及び深夜手当とし、日本赤十字社救護規則、日本赤十字社救護規則第28条の規定による費用弁償に関する規定及び日本赤十字社員給与要綱により又は又は準じて算定した額によること。

(2) 救助費

ア 避難所の設置・運営支援

(ア) 生活環境の整備

生活環境の整備のために使用した器物の購入費又は借上料等の費。

(イ) ことろのケア

ことろのケアのために使用した消耗品及び消耗材料等の購入費又は借上料等の費。

イ 医療及び助産

医療及び助産のために使用した薬剤、治療材料、衛生材料、医療器具破損修理等の費。

ウ 死体の処理

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

死体の洗浄、縫合、消毒等の処置として一体当たり災害救助法施行細則表1に定める額以内の費の額。

(イ) 検案

検案の処置のために使用した材料、器具破損処理等の費。

エ その他必要な事項

(ア) 救護所設置のために使用した救護器材費、消耗器材費、建物等の借上料及び破損修理を含む租料の喪失。

(イ) 上記(ア)のほか、委託事項の実施のために要した費用の喪失。

(3) 輸送費

委託事項の実施のために必要な輸送費についての当該地域における通常の喪失。

(4) 賃金職員雇上費

委託事項の実施のために必要な賃金職員雇上費についての当該地域における通常の喪失。

(5) 扶助金

委託事業の実施に従事した救護員等（日本赤十字社の有給職員を除く。）が、業務上の理由により負傷し、疾病にかかり又は死亡したとき、その者又はその者の遺族に対し、日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）第82条の規定によって支給した扶助金の額。

(6) 事務費

委託事項の実施のための事務処理に使用した文房具等の消耗品費、通信運搬費等の喪失。

(委託事項の範囲外の費用負担)

第6条 第3条に規定する委託事項の範囲を超えて委託事項に関する業務を行った場合の費用は、乙において負担する。ただし、災害の状況によっては、甲乙協議の上これを定めるものとする。

(推進援助)

第7条 委託事項の実施並びにその準備を完成するためにこの行う業務については、甲はこれを推進援助するものとする。

(協議事項)

第8条 前各条に規定するもののほか、必要な事項は甲乙協議の上これを定める。

(適用等)

第9条 この協定は、協定締結の日から適用する。なお、高知県知事と日本赤十字社高知県支部長との間で締結した昭和35年10月26日付け「災害救助法による救助業務の委託に関する協定書」は廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年3月11日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県知事

乙 高知県高知市丸ノ内1丁目7番45号
総合あんしんセンター1階
日本赤十字社高知県支部

事務局長

に対

目す

作助

取請

る。

5も

3本

則、

社購

料等

修理

別表

10

1

2

3

(別紙様式)

災害救助法第19条の規定による補償請求書

災害救助法第16条の規定による委託事項に基づき、災害に際して実施した救助(の応援)にかかると当社が支弁した費用に対する補償を同法第19条の規定により下記の通り請求します。

年 月 日

日本赤十字社 高知県支部長 印

高知県知事 殿

1 請求金額 金 円也
支弁費用総額 円
有附金その他の収入額 円

2 救助の種類及び期間

救助の種類	期 間	摘 要

3 支弁費用の明細
支弁費用明細書(別紙)のとおり。

(別紙)

支弁費用明細書

区 分	金 額	備 考
1 人件費 (1) 旅費 (2) 役務費 (3) 時間外手当及び深夜手当 2 救助費 (1) 避難所の設置 ア 生活環境の整備 イ ところのケア (2) 医療及び助産 ア 医療 イ 助産 (3) 死体の処理 ア 死体の洗浄、縫合、消毒等 イ 検案 (4) その他必要な事項 3 輸送費 4 貸金職員等雇上費 5 扶助金 (1) 療養扶助金 (2) 休業扶助金 (3) 障害扶助金 (4) 遺族扶助金 (5) 葬祭扶助金 (6) 打切扶助金 6 事務費 (1) 消耗品費 (2) 通信運搬費 (3) その他		日本赤十字社救護規則第28条の規定による費用弁償費を計上するものであること。
合 計		

(注意)

この費用明細書の各費目の明細は内訳として添付すること。